主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、上告適法の理由に当らない。 弁護人橘太七郎の上告趣意第一は、単なる法令違反および事実誤認の主張であり (なお、強盗に着手した者が、被害者に暴行を加えて傷害の結果を生じさせたとき は、財産上不法の利益をえることができなかつた場合においても、強盗傷人罪の既 遂となるものと解するのが相当である。)、同第二は、違憲(二二条違反)をいう が、その実質は、事実誤認および単なる訴訟法違反の主張であり、同第三は、事実 誤認の主張であり、同第四は、単なる法令違反、事実誤認および量刑不当の主張で あつて、いずれも上告適法の理由に当らない。

なお、被告人は、昭和四〇年一一月二七日に、上申書と題する書面を提出したが、 右は上告趣意書差出期限後のものであるから、これについては判断を加えない。

また、記録を調べても刑訴法四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の 意見で、主文のとおり決定する。

昭和四〇年一二月二四日

最高裁判所第三小法廷

表	战料長裁判官	五	鬼 _	Ŀ	里	<u>z</u>	磐
	裁判官	横	E	H	II	=	俊
	裁判官	柏	J.	亰	語	<u> </u>	六
	裁判官	田	ŗ	‡	_	-	郎
	裁判官	下	ŧ	k 1	Ξ	Ξ.	郎